

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

住宅ローン、住宅リフォームローンをお借り入れの方に 「ライフサポート団体信用生命保険」の取り扱いを開始！

～ 死亡・高度障害、3大疾病、その他の病気やケガを原因として
就業不能となった場合に保険金等でローンを返済 ～

京都銀行（頭取 高崎 秀夫）では、本日（平成26年10月1日（水））から「京銀住宅ローン」「京銀無担保住宅ローン」「京銀住宅リフォームローン」のお借り入れ時にご加入いただける「地銀協 ライフサポート団体信用生命保険」の取り扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

「ライフサポート団体信用生命保険」は、既存の「地銀協3大疾病保障特約付団体信用生命保険」の保障内容（死亡・高度障害、3大疾病に対する保障）に加え、「病気やケガ」（精神障害等を除く）により所定の就業不能状態が継続した場合、毎月のローン返済額もしくはローン残高の全額が生命保険会社より保険金等として支払われる仕組みの保険です。これまでの保障内容をさらに充実させ、もしもの時にお客様とご家族の生活をサポートいたします。

当行では、今後も多様化するお客様のニーズにお応えできる新しい商品の開発やサービスの拡充を積極的に進めてまいります。

記

商品概要

商品内容	<p>地銀協 ライフサポート団体信用生命保険制度 （団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険）</p> <p>【主な特徴】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 死亡または高度障害状態、3大疾病（悪性新生物、急性心筋こうそく、脳卒中）により所定のお支払事由に該当された場合、ローン残高の全額が保険金として支払われ、返済に充当されます。2. 病気やケガにより所定の就業不能状態※が3か月を超えて継続した場合、就業不能状態の継続期間中（最長9か月）の毎月の住宅ローン返済額（ボーナス加算を含む）が就業不能給付金として支払われます。3. 病気やケガにより所定の就業不能状態※が12か月を超えた場合、ローン残高の全額が長期就業不能保険金として支払われ、返済に充当されます。 <p>※精神障害や妊娠・出産等を原因とする就業不能については、保障の対象外です。</p>
------	---

対 象 商 品	「京銀住宅ローン」、「京銀無担保住宅ローン」、「京銀住宅リフォームローン」	
融 資 金 利	各ローンの店頭表示金利に以下の金利が上乗せとなります。	
	お借り入れ時の年齢	上乗せ金利
	満20歳以上 満40歳未満	年0.25%
	満40歳以上 満50歳以下	年0.30%
	※1. お借り入れ時の年齢が満51歳以上のお客様はご加入いただけません。 2. 保険料は当行が負担いたします。	
そ の 他	ローンのお申し込みと同時に、原則告知のみでご加入いただけます。 ※1. 保険金額は最高1億円までとなります。 2. 保険金額が3,000万円を超える場合は、所定の「ライフサポート団信専用診断書」が必要です。	

※「ライフサポート団体信用生命保険」の詳しい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。

また、お借り入れには所定の条件がございますので、窓口でご相談ください。

2. 取扱開始日

平成26年10月1日（水）

以 上